

兄弟姉妹の皆様

私たちのローマのパパ様・フランシスコ教皇様は今回のシノドスにおいて、「第2バチカン公会議を見直し、立ち戻り、生かしてほしい」とメッセージをくださいました。

2022年待降節から、ミサの式次第が新しくなりました。これも、その新しい流れの一つです。

今回はサンパウロ発行 第2バチカン公会議 公文書全集 南山大学監修「第2章 聖体の聖なる秘儀」を解説します。

私たちも、ミサや祈りに主体的に関われるように、一緒に学びましょう。

尚、わかりやすい表現を用いるため、多くの資料を参考にさせていただいておりますことをはじめにお伝えしておきます。

主任司祭 ペトルス・ウィリー・ソバ・ドイ O.C.D.

第2章 聖体の聖なる秘儀

典礼憲章

②6～第二バチカン公会議公文書より～

共同司式： § 1

共同司式は司祭職の一致を相応しく表現するもので、東方（正教会）においても、西方（カトリック教会）においても、現在に至るまで行われてきました。

そのため、公会議は【共同司式の権限】を以下の場合まで広げることを決めました。

- 1 a) 主の晩餐の聖木曜日の「聖香油のミサ」と「タミサ」
b) 公会議、司教会議、シドノスにおけるミサ
c) 大修道院長祝福のミサ
- 2 その他に次の場合において、共同司式が相応しいかどうか判断する権限を持つ教皇や聖職者からなる裁治権者（教会の聖職者が行使する権利を有する者：贖罪や洗礼、埋葬などの宗教行為や指導・監督の後ろ盾になる権利などが含まれます）が許可を与えることができます。
 - a) 修道院のミサ、各教会における主要ミサにおいて、信者の特別な計らいのために列席している全ての司祭が、その信者のために個別にミサ司式をする必要のない場合。
 - b) 教区司祭や修道司祭といった司祭のあらゆる種類の会合におけるミサ